

# みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年4月10日 午後1時33分～午後2時23分

場 所 みやま市総合市民センター

出欠者 出席者 18名 欠席者 1名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

議案第5号 農用地の買入協議に係る要請について

3. 協議事項

1. 令和6年度農作業標準賃金について

4. 報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 使用貸借解約通知について

5. 閉 会

出席委員（18名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	野 田 一 徳	2番	日 高 徳 久
3番	永 江 三 夫	4番	江 寄 徳 光
6番	中 村 正 治	7番	河 野 順 大
8番	加 藤 和 己	9番	岡 田 佳 子
10番	木 下 正 信	11番	松 藤 忠
12番	東 政 廣	13番	長 岡 直 行
14番	倉 吉 大 作	15番	北 原 喜 博
16番	田 崎 明	17番	前 原 新
18番	松 尾 京 子	19番	徳 永 順 子

欠席委員（1名）

5番 河 野 和 夫

出席推進委員（15名）

座席番号	氏 名	座席番号	氏 名
22番	井 上 正 光	23番	高 尾 芳 樹
24番	境 秀 作	25番	山 下 勝 敏
26番	釘 嶋 房 男	27番	大 塚 育 久
28番	上 原 充	28番	上 原 充
29番	松 尾 一 則	30番	柿 原 廣 典
31番	坂 梨 正 充	32番	河 野 通 成
34番	城 敬 介	35番	野 中 勝 吉
36番	平 木 啓 喜	38番	宮 崎 和 道

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 岡 俊 幸

事務局 係長 平 野 寿 美

事務局 東 竜 雄

事務局 浅 山 美 咲

## 午後1時33分 開会

### ○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和6年4月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

### ○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

### ○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

### ○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号5番河野和夫委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、15名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号7番河野順大委員、同じく8番加藤和己委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の平野寿美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

### ○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○3番（永江）

申請書及び現地などの確認をしましたが、地元委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議をよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○28番（上原）

申請書及び現地を確認しましたが、地元委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議をよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何

か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○32番（河野）

申請書並びに現地を確認いたしました。ちょうどそのとき本人と会って話を聞いたところ、この申請地の隣にタケノコの集荷場があるんですよ。その集荷場を、今度敷地を購入して、その関係で、隣をずっと小作されておりました、せっかくだから隣の土地も買ったかどうかということで相談をしたら、地権者の方も喜んで承諾をされたということで、この申請に至ったというわけでございます。それで、家のほうも息子さんが跡を継がれてしっかり農業をされておりますので、全く問題はありません。皆様方の御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

**○事務局（東）**

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見をお願いします。

**○13番（長岡）**

3月28日に推進委員の山下さんと現地調査をいたしました結果、問題なしとみなしました。御審議のほどをよろしく願います。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

**○事務局（東）**

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

先日から書類並びに現地を見たところ、地元委員としては何ら問題ないと思いますので、審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○14番（倉吉）

3月28日に書類等確認いたしましたけれども、何ら問題がないと思われしますので、皆様方の審議よろしく願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号7番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（大塚）

現地を確認しましたが、何ら問題ないと判断しました。皆様の審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号8番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号8番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○31番（坂梨）

現地を確認しましたが、何ら問題ないと思われますので、皆様方の御審議方よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号8番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号8番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号9番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号9番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○23番（高尾）

許可申請書に基づき3月28日、河野委員とともに現地を確認しましたが、何ら問題ないということを確認しましたので御報告いたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号9番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何

か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号9番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号10番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号10番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○30番（柿原）

これは親子間の生前贈与ということで、地元委員としては何ら問題ないと思っておりますので、皆さん方の御審議方よろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号10番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号10番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号11番について説明をしてください。

**○事務局（東）**

整理番号11番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、解除条件付賃貸借となっております。譲受人は農地所有適格法人以外の株式会社であり、移動の理由は解除条件付の賃貸借でございます。契約期間は10年間です。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見をお願いします。

**○17番（前・）**

3月27日に本人と面談をいたしまして、書類等の確認をしました。渡邊君と一緒に現地を確認いたしまして、地元委員としては問題ないと思いますので、皆様の御審議よろしく願います。

**○議長（徳永）**

なお、この案件については一般法人が解除条件付で新規就農されますので、農政委員及び地元委員並びに三役にて面談を行っていますので、農政委員会より報告をお願いします。

**○農政委員（加藤）**

3月26日、会長、副会長の出席の下、新規就農者面談を行いました。この方は、現在住所が福岡市ちいうことなんですけれども、出身地である高田町に帰って就農をされるということです。作物はアシタバですね。海外での仕事の中で進められたということで、特に糖尿病効果があると言われるアシタバを作るということです。仕事柄販売には自信があるちいうようなことを言ってありましたが、栽培に関してはまだ手探り状態ということです。加工しないと需要が見込めないということで、乾燥、粉碎、製品づくりという施設の投資ちいうことになる、大丈夫かなちいうふうにちょっと思いました。遊休農地であったところを借りて作物を作られるということで、頑張ってもらいたいというふうに思いましたけれども、将来的にはみやま市の特産になるように頑張りたいということで、意欲は感じられました。

以上、報告します。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号11番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号11番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（平野）

整理番号1番について説明いたします。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に貸資材置場及び貸駐車場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

北と西は道路、東は畑、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

4月5日に事務局と各農業委員さんと現地を確認しました。資材置場と駐車場になっております。

現地を確認しましたが、何ら問題ないと思われますので、皆様方の御審議方よろしく願います。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（江寄）

先ほども説明ありましたが、農地委員としても特に問題のある項目はありませんでしたので、皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第2号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

**○事務局（平野）**

整理番号1番について説明いたします。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に自己用住宅を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

北と東は田、西は水路、南は道路に面しており、隣接農地は譲渡人のためアンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

汚水・生活雑排水については、合併浄化槽を設置し水路へ、雨水排水についても水路に放流します。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見をお願いします。

**○25番（山下）**

4月5日に現地確認したところ、何も問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（江壽）

農地委員としても特に問題のあるような項目はありませんでしたので、皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（平野）

整理番号2番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に建築条件付きの宅地分譲のために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

北は水路、東は宅地、西と南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○25番（山下）

4月5日に現地確認したところ、何も問題ないかと思います。皆さんの審議をよろしく願います。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

**○農地委員（江崙）**

特に問題ないと思います。それと、1つ事務局のほうにお願いしたのは、ここにちょうど道路際に農業用の取水ポンプから来る配管の出口がありますので、その取扱いについてもう一度当事者さんに確認していただくように、念を押してもらうようにいたしました。以上です。皆さんの御審議よろしくをお願いします。

**○議長（徳永）**

補足説明があるそうなので、事務局よりお願いします。

**○事務局（平野）**

先ほど江崙委員のほうからありました申請地の南側のほうに取水口があったかと思いますが、撤去する予定ということで聞いております。以上です。

**○議長（徳永）**

ありがとうございます。

**○農地委員（江崙）**

確認ありがとうございました。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

**○15番（北原）**

この転用目的の中に書いてある特定建築条件付売買予定地というのはどういう意味ですか、私知りません。

**○事務局（平野）**

特定建築条件付きというところなんですけれども、通常、土地の造成のみを目的とする農地転用というのは原則認められていないんですけれども、一定期間内、おおむね3か月ですけれども、一定期間内に建築の請負契約を結ぶことを条件に転用が認められているところになります。

**○15番（北原）**

3か月以内に建てやんということじゃなくて、3か月以内に契約をすればいいということですね。

**○事務局（平野）**



そうですね。その3か月というか、一定期間を超えて締結することができなかつたら、転用事業者のほうが自ら建築をするということが条件になっております。

○15番（北原）

分かりました。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、整理番号3番について説明をお願いします。

○事務局（平野）

整理番号3番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に駐車場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存施設の拡張」を適用しております。

なお、今案件につきましては既に着工されていたため、始末書を提出されています。

北は水路、東は道路、西は雑種地、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下や水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（山下）

現地確認したところ、何も問題ないと思います。皆さんの御審議をよろしくお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（江壽）

農地委員としても特に問題ないと思いますので、皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（平野）

整理番号4番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に営農型太陽光発電設備のために一時転用するものです。

令和3年4月に許可をされた一時転用期間が令和6年4月29日までとなっております。このたび法人を設立し再度一時転用し、発電を行いながら、その下でサカキを作付します。期間は3年間となっております。

支柱は全部で102本で、支柱部分の面積が4.616平方メートル、これが一時転用となります。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○31番（坂梨）

4月5日に現地を確認しました。事務局と農業委員さんと営農の太陽光発電ということで、その下にサカキを植えてあります。皆様方の御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（江壽）

特に問題ないと思いますので、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明してください。

○事務局（平野）

整理番号5番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市役所山川支所からおおむね500メートルに位置する第二種農地に自己用住宅を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

北は水路、西と南は道路、東は畑に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

汚水・生活雑排水については、合併浄化槽を設置し水路へ、雨水排水についても水路や道路側溝に放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○31番（坂梨）

4月5日に事務局と農業委員さんと現地を確認しました。自己用の住宅を建てるためちいうことだったので、皆様の御審議方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（江崙）

特に問題ないと思いますので、皆さんの審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号5番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明してください。

○事務局（平野）

整理番号6番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。10ヘクタール未満の第二種農地に資材置場、駐車場を建設するために転用するものです。北は宅地と畑、南は宅地、東は道路、西は墓地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○27番（大塚）

現地を確認し、何ら問題ないと判断しました。皆様の審議よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（江崙）

先ほど事務局のほうから説明ありましたが、西のほうが墓地になっていまして、何とい  
うかな、草刈りをしっかりしていなかったもので、そこに、この図面でいきますとブロック  
5段積みとありますので、土留めをちゃんとされるので特に問題ないかと思えます。皆様の  
御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号6番を原案どおり承認することに決定  
いたします。

事務局は、整理番号7番について説明してください。

○事務局（平野）

整理番号7番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。  
都市計画の用途地域に位置する第三種農地に宅地分譲のために転用するものです。

南北は田、東は道路、西は水路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。  
水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し、水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（井上）

去る4月5日に現地並びに書類を見ましたところ、特に問題なかったと思えますので、皆さ  
んの御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（江寄）

農地委員としても特に問題ないと思いますので、皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号7番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号7番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第4号について説明をしてください。

**○事務局（浅山）**

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

議案書6ページを御覧ください。周年契約は田7万8,583平方メートル、畑1万2,871平方メートル、計9万1,454平方メートルで、件数は36件、筆数は67筆となっております。

議案書7ページを御覧ください。期間借地は田2,982平方メートルで、件数は1件、筆数は2筆となっております。

内容につきましては、8ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書13ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構への売渡しが4件となっております。内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま議案第4号について説明をいたしました。何か御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第4号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、議案第5号 農用地の買入協議に係る要請についてを議題といたします。

事務局は、議案第5号について説明をお願いします。

○事務局（平野）

議案第5号について説明いたします。

まず、買入協議制度とは、農地の所有者から農業委員会に農地を売り渡したいという申出があった際、農業委員会にて、認定農業者に農地を集積するため推進機構が一旦買い入れることが必要であると認め、市長へ農地の所有者と推進機構へ協議を促すよう要請するものです。

買入協議が成立すれば、推進機構が農地を買入れ、売り渡した方には譲渡所得の1,500万円控除が適用されます。

整理番号1番につきましては、面積が広大であり、売買希望価格が800万円を超えるため、推進機構による買入れを促す必要があると認められ、その旨を市長へ要請するものです。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第5号について説明をいたしました。何か御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

みやま市長へ農用地の買入協議について、要請することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第5号 農用地の買入協議に係る要請については、原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは続きまして、2. 協議事項、第1号「令和6年度農作業標準賃金について」協議します。

協議事項の第1号について事務局、説明をお願いします。

**○事務局（平野）**

令和6年度農作業標準賃金について説明いたします。

議案書の17ページと、本日お配りした令和5年度の分と見比べながら説明いたします。

J Aみなみ筑後並びに普及センター、農林水産課から参集していただきまして、機械作業についてのみ検討しました。標準賃金の設定に当たりましては、県内の最低賃金、軽油価格及び近隣市の状況などを勘案して検討を進めたところです。

令和5年の福岡県の最低賃金は1時間当たり941円で、令和4年の900円より41円増額となっております。また、軽油価格の令和4年と比較しまして、平均5.4%の値上がりとなっております。近隣市の状況も価格の改正が行われております。このような状況を鑑みて、みやま市においても作業料金の改定を行いたいと考えております。改正案については、事前に議案書を送付しておりますとおり、全作業につきまして、昨年から5%程度増額しております。よろしく御審議をお願いいたします。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま協議事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、提案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、協議事項1号「令和6年度農作業標準賃金について」は提案のとおり決定いたします。

なお、この決定内容については、広報等でお知らせすることにします。

それでは続きまして、3. 報告事項です。



報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（平野）**

第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が14件出されております。

内容は、設定8件、所有権移転が4件、転用が1件、自作が1件となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（平野）**

第2号、使用貸借の解約通知について、使用貸借解約の届出が4件提出されています。内訳は自作が1件、設定2件、所有権移転が1件となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

午後2時23分 閉会